

独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員退職手当支給規程

平成13年4月1日

13本消技第102号

改正 15本消技第518号

改正 15本消技第1593号

改正 19消技第240号

改正 20消技第4086号

改正 21消技第731号

改正 24消技第2525号

改正 26消技第3617号

改正 27消技第3612号

改正 29消技第2118号

改正 5消技第1645号

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の役員
の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常時勤務に服することを要する役員（以下「常勤役員」という。）
が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、常時勤務に服することを要しない役員には、支給しない。

3 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接こ
の規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただ
し、支給を受けるべき者が自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって
支払うことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位につ
いては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下同じ。）第2条の2
の規定を準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは「この規程」と、
「職員」とあるのは「常勤役員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(支給額)

第4条 退職手当の額は、退職した常勤役員（以下「退職をした者」という。）の退職の

日における俸給月額に、在職期間（当該退職手当の計算の基礎となる常勤役員としての引き続き在職期間をいう。以下同じ。）1月につき100分の10.4625の割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額に、農林水産大臣（以下「大臣」という。）が0.0から2.0までの範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定するその者の業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が任期満了の日以前又はその翌日に役職を異にする常勤役員に任命され、引き続き在職した後退職した場合の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ退職した日における当該異なる役職ごとの俸給月額に、当該異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

3 常勤役員が任期中に職務を異にする常勤役員（役職を異にする常勤役員を除く。以下同じ。）となり退職した場合又は任期満了の日の翌日に職務を異にする常勤役員に任命され、引き続き在職した後退職した場合若しくは常勤役員が任期満了の日の翌日に再び同一の職務の常勤役員に任命され、引き続き在職した後退職した場合の退職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該異なる職務ごとの在職期間（以下「職務別期間」という。）の末日における当該異なる職務ごとの俸給月額に、それぞれ当該職務別期間1月につき支給割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる職務ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

（退職手当の支給時期）

第5条 退職手当は、大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知書を受けた日以後、速やかに支給する。ただし、当該役員に第2条第1項に定める支給事由が発生した時点で、退職をした者に第9条第1項から第3項までに規定する支払を差し止める処分を行う事由がなく、かつ、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在任中の業績をもとに「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について（平成16年8月30日農林水産省評価委員会決定）」を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として、前条第1項の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替える。

2 前項の規定により暫定退職手当を支給した場合においては、大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以後、速やかに前条第1項の規定により算出した退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項の規定により算出された退職手当の内払いとみなす。

（在職期間の計算）

第6条 在職期間、役職別期間及び職務別期間の月数の計算については、任命された日（職務別期間にあつては、それぞれ職務を異にする常勤役員となった日）から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

2 第4条第2項又は第3項に規定する場合において、各役職別期間又は各職務別期間の月数の合計が、同一の役職又は職務の常勤役員として在職したものとみなした場合に前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、同項の規定により1月と計算した端数の少ない役職別期間又は職務別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間又は職務別期間の月数から先に減ずるものとする。

3 第4条第2項及び第3項の規定のいずれをも適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、同項中「第4条第2項又は第3項に規定する」とあるのは「第4条第2項及び第3項の規定のいずれをも適用を受ける」と、「各役職別期間又は各職務別期間」とあるのは「各役職別期間及び各職務別期間のすべて」と、「役職又は職務」とあるのは「役職及び職務」と読み替えるものとする。

（国の職員等として在職した後引き続き常勤役員となった者の在職期間の計算及び国の職員等として在職した期間に係る俸給月額）

第7条 常勤役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国の職員等として在職した後引き続き再び常勤役員となった者の前条の規定による在職期間の計算については、先の常勤役員としての在職期間の始期から後の常勤役員としての在職期間の終期までの期間は、常勤役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 国の職員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き常勤役員となるため退職し、かつ、引き続き常勤役員となった場合における当該常勤役員としての引き続きいた在職期間には、当該常勤職員の国の職員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 国の機関又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に定める行政執行法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した第1項の常勤役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第4条第2項の俸給月額は、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。

4 第2項の常勤役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間（国の職員等としての在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなし、国の職員等を退職した日の俸給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日における

俸給月額とみなして、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(退職手当の支給制限)

第8条 常勤役員が通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されて退職したときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公共上の見地から行うセンターの事務及び事業に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に対して通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した期間から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 常勤役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが公共上の見地から行うセンターの事務及び事業に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退

職手当が支払われていない場合において、前項に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から起算して1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、理事長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
- 9 前各項に規定するもののほか、支払差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第8条第1項に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当

の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる常勤役員として引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第8条第1項に規定する理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 5 第8条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
 - 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

- 第11条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第8条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 前条第1項第2号に該当するときにおける前項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第8条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該退職手当が支払われた後において、第10条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第8条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第8条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が、当該退職の日から6月以内に第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中に、通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該退職手当の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の振込を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項及び第4項に規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算定の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の振込を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第9条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の算出の基礎となる常勤役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の振込を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮刑以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の振込を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき振り込む金額は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の理事長が別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が振り込む金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第8条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第11条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職をした者等に対する暫定退職手当の返還請求）

- 第14条 理事長は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族。）に暫定退職手当を支給した後であって、かつ、第5条第2項に規定する退職手当の精算（以下この条において単に「精算」という。）を行う前に、第9条第1項第2号又は同条第2項に該当することとなったときは、当該暫定退職手当の受給者に対し、第8条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該暫定退職手当の受給者の生計の状況を勘案して、当該暫定退職手当の全部又は一部の返還の請求を行うことができる。
- 2 理事長は、退職をした者に対し当該退職に係る暫定退職手当が支払われた後において、当該暫定退職手当の受給者が当該暫定退職手当の支給を受けた日以後、精算を行う前に第9条及び第10条の規定による処分を受けることなく死亡した場合において、当

該暫定退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の退職手当の精算を行う前までの間に、在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されるべき行為をしたと疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該暫定退職手当の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことができる。

- 3 第1項に規定する暫定退職手当の全部又は一部及び前項に規定する暫定退職手当の全部又は一部に相当する額（以下この条において「暫定退職手当等の額」という。）の返還の請求に係る手続については、第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第11条から第13条中「退職手当」とあるのは「暫定退職手当等の額」と読み替えるものとする。
- 4 暫定退職手当等の額の返還の請求については、当該暫定退職手当等の額の返還の請求後に行われる第5条第1項前段の規定による退職手当又は第10条の規定による一部支給される退職手当（以下この条において「確定退職手当」という。）の支給を妨げるものではない。
- 5 暫定退職手当等の額の返還の請求を受けた者から当該請求の額の全部又は一部がセンターに返還されなかったときは、その返還されなかった暫定退職手当等の額は、確定退職手当の内払いとみなす。

（退職手当審査会への諮問）

- 第15条 理事長は、第10条第1項第2号若しくは同条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは同条第2項の規定による処分又は返還の請求（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分等」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 2 退職手当審査会は、第10条第2項、第12条第1項、第13条第1項から第4項まで又は前条第1項（第9条第1項第2号に該当することとなったことを理由に行う暫定退職手当の返還の請求を除く。）若しくは同条第2項の規定による退職手当の支給制限等の処分等を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分等に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
 - 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分等に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求める

ことができる。

(常勤役員が退職した後に引き続き常勤役員となった場合等における退職手当の不支給)

第16条 常勤役員が任期満了となり退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び常勤役員に任命されたときは、この規程による退職手当は支給しない。常勤役員が任期満了の日以前又はその翌日に役職又は職務を異にする常勤役員に任命されたときも、同様とする。

2 常勤役員が第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は前項の規定に該当する常勤役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(端数の処理)

第17条 この規程により退職手当を計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第18条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (15.6.30 本消技第518号)

(施行期日)

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則 (16.1.16 本消技第1593号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月16日(以下「施行日」という。)から施行する。
(施行日前から引き続き在職する常勤役員の退職手当の額等の取扱い)
- 2 施行日の前日に現に在職する常勤役員が引き続き常勤役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の役員退職手当支給規程(以下「改正後の役員退職手当支給規程」という。)第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、当該各号の規定にかかわらず、改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定を適用したとした場合に得られる額とする。

- 一 施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 常勤役員に任命された日から施行日の前日までの在職期間1月につきその者の施行日の前日における俸給月額に1000分の125の割合を乗じて得られる額
 - 二 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額
- 3 前項第1号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 4 第2項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、同各号の在職期間の在職月数の合計が、改正後の役員退職手当支給規程第4条第1項の規定により得られる在職期間の在職月数を超えるときは、同各号の在職期間の在職月数のうち1月とした端数の少ないものから当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の在職月数から先に減ずるものとする。

附 則 (19. 4. 1 消技第 240 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧法人から引き続き常勤役員に任命された者の在職期間の取扱い)

- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）附則第3条の規定による独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の常勤役員を退職し、引き続き施行日に独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の常勤役員に任命された者の在職期間の算定については、その者の旧法人に常勤役員として在職した期間をセンターの在職期間とみなす。
- 3 前項に規定する常勤役員及び施行日の前日に現に在職する常勤役員が引き続き常勤役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、第2号の規定により得られる額とする。
- 一 平成16年1月15日以前の在職期間に係る退職手当の額 その者の平成16年1月15日における俸給月額（前項に規定する常勤役員にあつては、平成16年1月15日における旧法人で適用された俸給月額を同日における俸給月額とみなす。）に、常勤役員に任命された日から平成16年1月15日までの在職期間につき100分の

12. 5の割合を乗じて得られる額

二 平成16年1月16日から施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における俸給月額（前項に規定する常勤役員にあっては、施行日の前日における旧法人で適用された俸給月額を同日における俸給月額とみなす。ただし、平成18年4月1日から施行日の前日までの旧法人で適用された俸給月額には、平成18年4月1日以後旧法人で適用された俸給に関する経過措置による差額に相当する額を含まないものとする。）に、平成16年1月16日（同月17日から施行日の前日までに新たに常勤役員に任命された者にあつては、当該任命された日）から施行日の前日までの在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条第1項又は第2項の規定により得られる額

三 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額

4 前項第1号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

5 第3項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。ただし、同各号の在職期間の月数の合計が、改正後の役員退職手当支給規程第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、同各号の在職期間の月数のうち第5項前段の規定により1月と計算した端数の少ない月数から当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の月数から先に減ずるものとする。

附 則 (21. 4. 1 20 消技第 4086 号)

(施行期日)

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (21. 6. 1 21 消技第 731 号)

(施行期日)

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則 (25. 1. 1 24 消技第 2525 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の役員退職手当支給規程第4条の規定の適用については、同条各項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 (27.4.1 26 消技第 3617 号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (28.3.17 27 消技第 3612 号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (29.12.12 29 消技第 2118 号)

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (5.10.1 5 消技第 1645 号)

(施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。